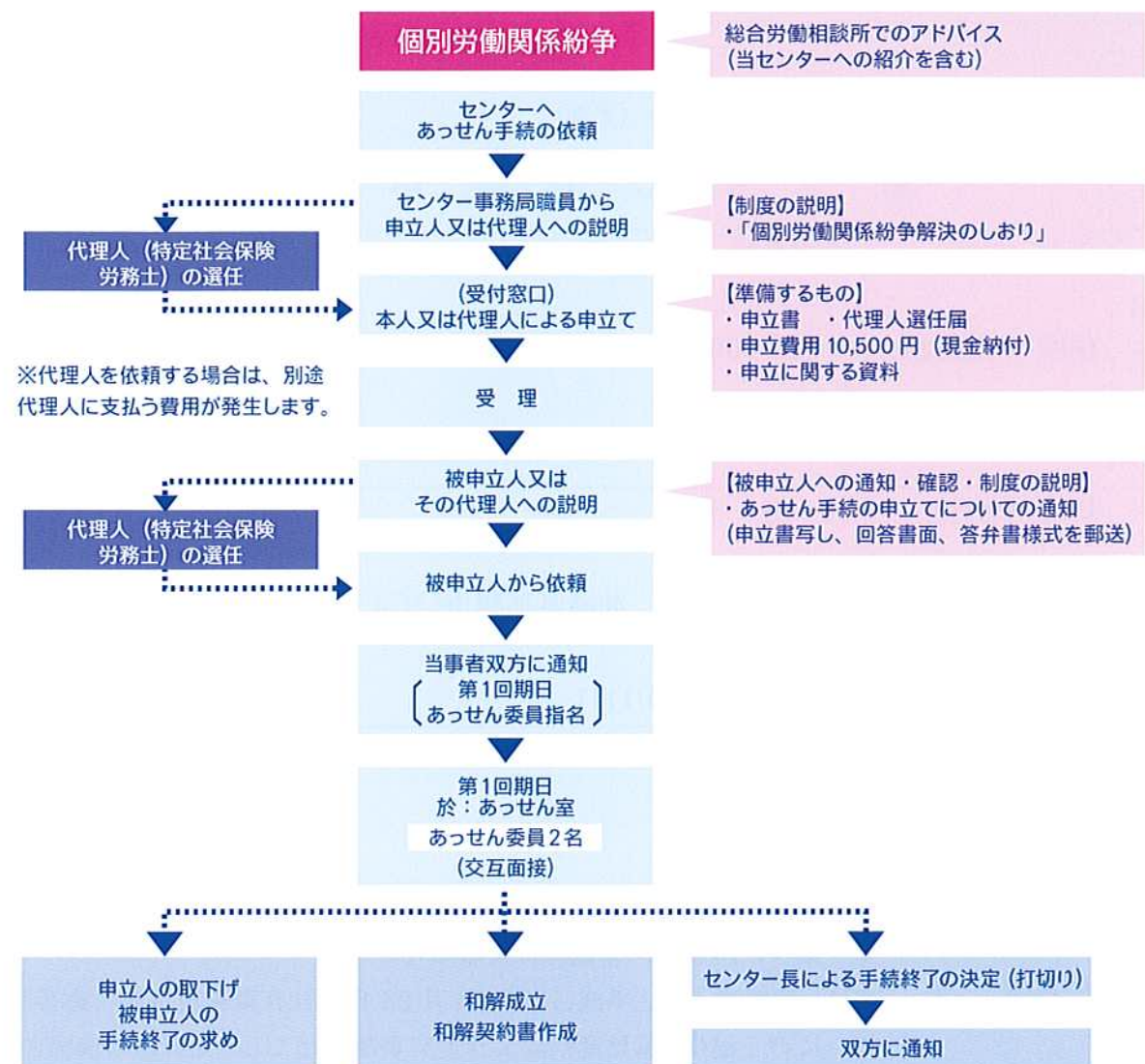


## 社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん手続の概要



### 相談してみませんか

## 総合労働相談所

社会保険労務士が  
ご相談に応じます。

労働時間、賃金、解雇、退職金、セクハラ、労災、健康保険、  
雇用保険などの労働問題でお困りのみなさん！年金について聞いて  
みたいという方！働く人と経営者の方から相談を承ります。  
気軽にご相談ください。〈秘密厳守・相談無料〉

#### ◆相談の方法◆

1. ご相談日時は、電話またはFAXでご予約ください。  
(予約受付時間：平日9:00~17:00)
2. 相談日・相談時間をご都合に合わせて調整させていただきます。  
(FAXでお申し込みの方には、電話で日時を連絡いたします。)
3. 予約された日時に沖縄県社会保険労務士会に  
お越しください。ご相談に応じます。

◆相談日◆ 毎月第3土曜日(13:00~17:00の間)



お問い合わせは、いずれも TEL 098-863-4395 FAX 098-863-3563 (土・日・祝を除く午前9時~午後5時)  
〒900-0032 沖縄県那覇市松山 2-1-12 玉キ米屋ビル6F 沖縄県社会保険労務士会まで

<http://www.sr-okinawa.or.jp>

沖縄初！法務省認証・厚生労働省指定による労働紛争解決センター開設！



# 社労士会

# 労働紛争解決センター沖縄

職場のトラブルに効きます！  
円満な解決をお手伝い！

## 1回の「あっせん」で和解成立へ！

解雇、雇止め、退職勧奨、職場内での嫌がらせ、労働条件に関するトラブル等でお困りでしたら、労働者・経営者の方のいずれからでも気軽にご相談ください。国家資格の専門家（特定社会保険労務士）が「あっせん」で解決に導きます。



社労士会労働紛争解決センター沖縄では、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉（手数料：10,500円）に解決いたします。

「あっせん」とは…

個々の労働者と経営者との間で労働に関するトラブルが発生し、自主的な解決が困難になった場合、当事者の申請に応じて、公平・中立な機関として労使の間に入り、話し合いがまとまるようお手伝いする制度です。

《記載例 1》申立人が労働者の場合

様式第 8 号（和解手続規程第 8 条関係）（表面）

あ っ せ ん 手 続 申 立 書

紛争当事者	申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	社 労 士 一 郎 〒900-0000 沖縄県那覇市〇〇〇 1-2-3 Eメールアドレス 電話 098(000)1111 FAX 098(000)2222
	被申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	株式会社 沖縄企業 代表取締役 那 覇 太 郎 〒900-0000 沖縄県那覇市〇〇〇 3-2-1 Eメールアドレス 電話 098(333)4444 FAX 098(333)5555
	被申立人	※申立人が労働している事業場の名称及び所在地	
紛争の概要		<p>1. 申立人は、平成〇〇年 4 月 1 日に入社し、営業職として従事していたが、同年 11 月から休職している。</p> <p>2. 申立人は、営業成績不振を理由に、上司である営業部長から、他の従業員の面前での罵倒、執拗な退職の強要を迫られた。このような精神的ダメージにより「うつ」状態となり、心療内科で治療中である。</p> <p>3. 申立人は、休業前の 9 月に専務に窮状を説明し、配置転換を要望したが、対応してもらえなかった。</p>	
解決を求める事項（理由も含む）		<p>&lt;申立の趣旨&gt; 申立人は、被申立人に対して金 △△△ 円の支払いを求める。</p> <p>&lt;申立の理由&gt; 申立人は、営業部長のいじめにより休職に追い込まれたものであり、使用者である被申立人に対し、慰謝料及び経済的損失に対する補償金として、6 ヶ月分の賃金相当額 △△△ 円を請求する。</p>	

平成 年 月 日

申立人 氏名（名称） 社 労 士 一 郎 ㊟

申立人代理人 ㊟

社労士会労働紛争解決センター沖縄センター長 殿

《記載例 2》申立人が使用者の場合

様式第 8 号（和解手続規程第 8 条関係）（表面）

あ っ せ ん 手 続 申 立 書

紛争当事者	申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	株式会社 沖縄企業 代表取締役 那 覇 太 郎 〒900-0000 沖縄県那覇市〇〇〇 3-2-1 Eメールアドレス 電話 098(333)4444 FAX 098(333)5555
	被申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	社 労 士 一 郎 〒900-0000 沖縄県那覇市〇〇〇 1-2-3 Eメールアドレス 電話 098(000)1111 FAX 098(000)2222
	被申立人	※申立人が労働している事業場の名称及び所在地	
紛争の概要		<p>1. 被申立人は、平成〇〇年 4 月 1 日から申立人に入社し、入社以来営業課に所属し、営業職に従事している。</p> <p>2. 被申立人は、平成〇〇年 11 月 28 日に社有車を使用して顧客先 A 社に行く途中、脇見運転により追突事故を起こし、社有車を損壊させた。</p>	
解決を求める事項（理由も含む）		<p>&lt;申立の趣旨&gt; 申立人は、被申立人に対して金 △△△ 円の支払いを求める。</p> <p>&lt;申立の理由&gt; 1. 申立人の就業規則第〇〇条には、「会社は、従業員が故意又は重大な過失により会社に損害を与えた場合には、当該従業員にその損害の一部を賠償させることができる」との定めがある。</p> <p>2. 上記就業規則の規定に基づき、社有車修理代金の一部として金 △△△ 円を請求する。</p>	

平成 年 月 日

申立人 氏名（名称）株式会社 沖縄企業  
代表取締役 那 覇 太 郎 ㊟

申立人代理人 ㊟

社労士会労働紛争解決センター沖縄センター長 殿